

○高知県警察保護取扱規程

昭和36年10月24日

高知県警察本部訓令第8号

改正 昭和37年3月30日高知県警察本部訓令第3号  
昭和41年3月31日高知県警察本部訓令第4号  
昭和42年12月27日高知県警察本部訓令第24号  
昭和43年6月18日高知県警察本部訓令第12号  
昭和44年6月21日高知県警察本部訓令第13号  
昭和53年12月15日高知県警察本部訓令第26号  
昭和55年6月20日高知県警察本部訓令第12号  
昭和57年11月15日高知県警察本部訓令第18号  
昭和63年7月14日高知県警察本部訓令第9号  
平成3年12月13日高知県警察本部訓令第24号  
平成7年1月30日高知県警察本部訓令第3号  
平成18年4月1日高知県警察本部訓令第10号  
平成19年4月25日高知県警察本部訓令第21号  
平成22年5月10日高知県警察本部訓令第11号  
平成27年5月29日高知県警察本部訓令第17号  
平成27年11月25日高知県警察本部訓令第23号  
平成28年9月30日高知県警察本部訓令第23号  
平成31年2月18日高知県警察本部訓令第3号

警察本部  
警察署

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 保護(第4条—第16条の2)

第3章 許可状の請求等(第17条—第19条)

第4章 非行少年等の措置及び捜査取調べの制限(第20条・第21条)

第5章 児童の一時保護等(第22条)

第6章 保護室(第23条・第24条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。)第3条及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

(昭和36年法律第103号。以下「めいてい者規制法」という。)第3条の規定に基づく保護(以下「保護」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護の手続、方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・55年12号・平成19年21号〕

(保護の心構え)

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては誠意をもってし、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・平成19年21号〕

(保護の責任)

第3条 署長は、保護について全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 署の刑事生活安全課長(生活安全課長の置かれている署にあっては生活安全課長。以下「保護主任者」という。)は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者(以下「家族等」という。)への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護の全般について、直接その責に任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁その他不在の場合などにおいては、当直責任者又は署長の指定した者が、保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

4 交番所長は、急を要し保護主任者の指揮を受けるいとまのないときは、保護主任者の職務を代わって行うことができる。この場合、事後速やかにその状況を保護主任者に報告しなければならない。

一部改正〔昭和37年本部訓令3号・41年4号・42年24号・44年13号・55年12号・57年18号・63年9号・平成7年3号・19年21号〕

## 第2章 保護

(保護の着手)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合においては、取りあえず必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置をとった場合において、その者の家族等への手配等の措置を必要と認めるときは、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けなければならない。

3 警察官は、管轄区域外において保護を要する者を発見した場合は、必要な措

置を講じるとともに、保護を継続する必要があると認めるときは、発見場所を管轄する署長に引き継ぐものとする。

なお、県本部に所属する警察官が保護を要する者を発見した場合も同様とする。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・平成18年10号・19年21号〕

(保護場所の指示等)

第5条 保護主任者は、前条第2項の報告を受けたときは、保護された者(以下「被保護者」という。)の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も相当と認められる場所を指示する等保護のため必要な措置を講じなければならない。

- (1) 精神錯乱者 最寄りの精神病院その他の精神病者収容施設又は保護室
- (2) めいてい者(泥酔者を含む。) 保護室
- (3) 迷い子 交番又は駐在所(最寄りに保護室がある場合又は家族等への引渡しに長時間を要すると認められる場合は、保護室)
- (4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設(病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあっては、保護室)
- (5) 前各号に掲げる以外の被保護者 保護室

2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合においては、人目にたたないようにする等被保護者の不利とならないように配慮しなければならない。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・平成7年3号・19年21号〕

(保護場所の特例措置)

第6条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の宿直室、休憩室等被保護者を収容するのに相当と認められる施設を保護室に代用することができる。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・平成19年21号〕

(被保護者の住所等確認措置)

第7条 警察官は、被保護者の家族等に通知して、その引取り方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所若しくは居所及び氏名を申し立てることができないか、又は申し立てても確認することができない場合であって、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項又は第6条に規定する保護の場所において、立会人を置き、必要な限度で被保護者の所持品等について、その住所又

は居所及び氏名を確認するための措置をとることができる。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・平成19年21号〕

(女性及び少年の保護)

第8条 女性を保護するに当たっては、男性の被保護者と分離して収容しなければならない。

2 少年を保護するに当たっては、成人の被保護者と分離して収容するものとする。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・平成19年21号〕

(保護に当たる警察官の指定)

第9条 保護主任者は、被保護者を保護室に収容した場合には、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定して、保護に当たらせるものとする。

一部改正〔平成19年本部訓令21号〕

(保護カード)

第10条 警察官は、第4条第1項の規定による措置を講じた場合は、速やかに別記第1号様式の保護カードに所要事項を記載し、保護主任者に提出しなければならない。

2 保護主任者は、保護カードに保護の状況を記載し、その経過を明らかにするとともに、署長に報告しなければならない。

一部改正〔昭和55年本部訓令12号・57年18号・平成19年21号〕

(事故の防止)

第11条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意しなければならない。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・平成19年21号〕

(危害防止の措置)

第12条 警察官は、警職法第3条第1項第1号又はめいてい者規制法第3条第1項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、保護主任者の指揮を受けた上、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることができる。ただし、緊急を要する状態にあつて、保護主任者の指揮を受けるいとまのないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の措置をとった場合には、事後速やかに保護主任者に報告しなければならない。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・平成19年21号〕

(危険物及び貴重品の保管)

第13条 警察官は、被保護者の凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物(以下「危険物」という。)を所持している場合において、第11条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管しなければならない。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行なわなければならない。

2 警察官は、被保護者に所持させておいては、紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、前項の規定に準じて、努めて保管するようにしなければならない。

3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項又は第6条の保護の場所において、立会人を置いて行なわなければならない。この場合において、被保護者が女性であるときは、成年の女性を立ち合わせるものとする。

4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合においてはその引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては当該関係機関に引き継がなければならない。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・平成19年21号〕

(危害予防の特例措置)

第14条 警察官は、警職法第3条第1項第1号又はめいてい者規制法第3条第1項の被保護者を、保護室において保護する場合において、被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないようにするため、かけがね等を使用することができるものとする。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・平成19年21号〕

(異常を発見した場合の措置)

第15条 警察官は、被保護者について異常を発見したときは、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告しなければならない。

2 署長は、前項の報告を受けた場合で、警職法第3条第1項第1号又はめいてい者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、これを発見し

てなお保護を要する状態にないかどうかを確認するための措置をとらなければならない。警職法第3条第1項第2号の被保護者が、ほしいままに保護の場所を離れた場合であって、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とする。

3 署長は、第1項の場合において、被保護者について死亡その他の重大な事故があったときは、直ちに、その状況を本部長に報告するとともに、被保護者の家族等に通知しなければならない。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・63年9号・平成19年21号〕

(関係機関への事件の引継ぎ)

第16条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けた上、次に掲げるところにより措置しなければならない。

(1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる高知県知事若しくは市町村長又はその委任を受けたものに引き継ぐこと。

(2) 被保護者が児童(児童福祉法第4条に規定する児童をいう。以下同じ。)である場合には、前号に掲げる場合であっても、同法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・63年9号・平成18年10号・19年21号・27年23号・28年23号〕

(食事の給与)

第16条の2 署長は、第5条の規定により被保護者を保護室等に保護した場合であって、被保護者が精神障害者等であるため関係機関に引き継ぐなど保護を継続する必要がある、かつ、食事を給与する必要があると認める場合に、本人又は引取人に支払能力がない場合には食事を給与することができる。

追加〔平成18年本部訓令10号〕

### 第3章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第17条 保護主任者は、警職法第3条第1項各号のいずれかに該当する被保護者を、24時間を超えて引き続き保護する必要がある場合は、署長の指揮を受け、あらかじめ所轄簡易裁判所の裁判官に対し、別記第2号様式の保護期間延長許可状請求書により、警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状を請求しなければならない。

一部改正〔平成19年本部訓令21号〕

(簡易裁判所への通知)

第18条 警職法第3条第5項及びめいてい者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間に取り扱った保護事件について、別記第3号様式の保護取扱通知書により署長が行うものとする。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・63年9号〕

(知事等への通報)

第19条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第23条の規定による知事への通報(同法第51条の規定により準用される覚せい剤慢性中毒者を含む。)は、別記第4号様式の精神障害者等発見通報書により、福祉保健所長又は保健所長(以下これらを「保健所長」という。)を経て署長が行うものとする。

2 めいてい者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、別記第5号様式のアルコール慢性中毒者保護通報書により署長が行うものとする。

全部改正〔昭和43年本部訓令12号〕、一部改正〔昭和63年本部訓令9号・平成18年10号・19年21号・27年23号〕

第4章 非行少年等の措置及び取調べの制限

一部改正〔平成18年本部訓令10号〕

(被保護者が非行少年等であることが判明した場合の措置)

第20条 警察官は、被保護者が少年であって、高知県少年警察活動規程(平成15年2月本部訓令第5号)第2条第5号の非行少年又は同条第6号の不良行為少年であることが明らかになった場合においては、当該少年について同規程の定めるところにより補導を行なわなければならない。

2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなった場合においては、児童福祉法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。

3 警察官は、被保護者が売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第2項の要保護女子であることが明らかになった場合においては、当該被保護者が少年であって、第16条第2号の規定又は前2項の規定により、関係機関に送致し、又は通告する措置をとった場合を除き、高知県女性相談支援センター(以下この項において「センター」という。)又は女性相談員に通知しなければならない。この場合においては、センターの一時保護施設その他適当な施設への収容について配慮するものとする。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・平成18年10号・19年21号・28年23号〕

(被保護者と犯罪の捜査等)

第21条 被保護者が罪を犯した者であること又は高知県少年警察活動規程第2条

第3号の触法少年若しくは同条第4号のぐ犯少年であることが判明するに至った場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・平成18年10号〕

## 第5章 児童の一時保護等

(児童の一時保護等)

第22条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行すべき場所が遠隔である等の理由により、やむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行すべき者等を、保護室に一時収容することができる。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行なう場合
- (2) 少年法(昭和23年法律第168号)第13条第2項(同法第26条第5項において準用する場合を含む。)の規定により同行状を執行する場合
- (3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
- (4) 少年院法(平成26年法律第58号)第89条第2項後段において準用する同条第1項の規定により、逃走した在院者又は少年院の長が指定した日時までに少年院に帰着しなかった在院者を連れ戻す場合
- (5) 少年院法第90条第5項後段において準用する同条第4項の規定により、災害に際して解放され、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、少年院又は少年院の長が指定した場所に出頭しない保護処分在院者を連れ戻す場合
- (6) 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第78条第2項後段において準用する同条第1項の規定により、逃走した在所者を連れ戻す場合
- (7) 少年鑑別所法第79条第5項後段において準用する同条第4項の規定により、災害に際して解放され、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、少年鑑別所又は少年鑑別所の長が指定した場所に出頭しない被観護措置者等を連れ戻す場合
- (8) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第22条第3項(同法第27条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、収容状を執行する場合
- (9) 婦人補導院法(昭和33年法律第17号)第16条の規定により、婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合

2 前項の場合においては、第3条及び第8条から第15条までの規定を準用する。



一部改正〔昭和44年本部訓令13号・平成19年21号・27年17号〕

## 第6章 保護室

(保護室の設置)

第23条 署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

一部改正〔平成19年本部訓令21号〕

(保護室の構造設備等の基準)

第24条 保護室の設置に当たっては、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 留置施設と別個に設けること。
- (2) 1室の面積は、おおむね7.5平方メートル以上とすること。
- (3) 道路その他外部から見通すことができない構造とすること。
- (4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。
- (5) 扉、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする。

2 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医薬品等を常備しておくものとする。

一部改正〔昭和44年本部訓令13号・平成19年21号〕

付 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和36年11月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 高知県警察要保護者取扱規程(昭和33年3月高知県警察本部訓令第4号)は、廃止する。

付 則(昭和37年3月30日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、昭和37年4月1日から施行する。

付 則(昭和41年3月31日高知県警察本部訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この訓令施行前に印刷している高知県警察保護取扱規程別記第1号様式および高知県外勤警察官勤務規程別記第1号様式については、改正後の第3条または第4条の規定にかかわらず残存部数の限度において使用することができる。この場合において、旧様式中「巡査派出所、巡査駐在所」とあるのは「派出所・駐在所」と読み替えるものとする。

付 則(昭和42年12月27日高知県警察本部訓令第24号)

この訓令は、昭和43年1月1日から施行する。

付 則(昭和43年6月18日高知県警察本部訓令第12号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

(経過規定)

2 この訓令施行前に印刷している高知県警察保護取扱規程別記第4号様式については、改正後の第19条第2項の規定にかかわらず残存部数の限度において使用することができる。

付 則(昭和44年6月21日高知県警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和44年6月21日から施行する。

附 則(昭和53年12月15日高知県警察本部訓令第26号)

この訓令は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則(昭和55年6月20日高知県警察本部訓令第12号)

この訓令は、昭和55年6月20日から施行する。

附 則(昭和57年11月15日高知県警察本部訓令第18号抄)

(施行期日等)

1 この訓令は、昭和57年11月15日から施行し、昭和57年11月1日から適用する。

附 則(昭和63年7月14日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、昭和63年7月14日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。

附 則(平成3年12月13日高知県警察本部訓令第24号)

この訓令は、平成3年12月13日から施行する。

附 則(平成7年1月30日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成7年2月1日から施行し、平成6年11月1日から適用する。

附 則(平成18年4月1日高知県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月25日高知県警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成19年4月25日から施行する。ただし、第24条第1項第1号の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日〔平成19.6.1〕から施行する。

附 則(平成22年5月10日高知県警察本部訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年5月29日高知県警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成27年11月25日高知県警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成27年11月25日から施行する。

附 則(平成28年9月30日高知県警察本部訓令第23号)  
この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成31年2月18日高知県警察本部訓令第3号)  
この訓令は、平成31年2月19日から施行する。

(別記様式省略)